

動物法務協議会とは

ペットの病気に関する事は獣医師へ
ペットに関する法的な事は行政書士へ！

ペットと人間との関係は近年ますます密接したもとのなってきたており、私たちの生活においてパートナーとして、また家族の一員としてかけがえの無い存在となってきました。しかしながら、ペットの増加に伴っていろいろなトラブルも増加しているのも事実です。

そのような現状をふまえて従来の「動物保護管理法」を改正し2000年12月より「動物愛護管理法」が施行されました。

飼い主の責任を強く幅広く求めていたり、ペットショップなど動物取扱業といわれる業務を始めるときには届出が必要になる、など様々な改正点があります。

私たち動物法務協議会は2000年に行政書士を中心にペットに関わる全ての方々に対し法律面からのサポート業務を目的に田中（北海道行政書士会）伊藤（東京都行政書士会）井田（京都府行政書士会）の3人で立ち上げ、メンバーを増やしなが現在に至っています。

ペットに関わることその他、許認可申請・書類作成・法務相談も行っておりますので、お気軽に事務局または各会員までお問い合わせ下さい。

設立：2000年6月

事務局：東京都台東区

会員数：29名（2005年6月現在）

ホームページ <http://animallaw.at.infoseek.co.jp/>

Copyright (C) 2000-2005 動物法務協会 All Rights Reserved.